

## 制度的な差異については、 基本的に厚生年金にそろえて解消されます



厚生年金と共済年金は制度間の差異がありますが、基本的に厚生年金にそろえて解消されます。

図表2 主な改正項目

制度加入への年齢制限	→ 70歳になるまでとなります
未支給年金の給付範囲	→ 生計を同じくする三親等内の親族となります
在職中の年金支給	→ 支給停止方法が変わります
障害給付の支給要件	→ 保険料納付要件が加わります
遺族共済年金の転給	→ 廃止されます
女子の支給開始年齢の引上げ	→ 経過措置としてそのまま残ります

## 被用者年金制度への加入に年齢制限が加わります

厚生年金では、被保険者が70歳になると被保険者資格を喪失しますが、共済年金では年齢制限はありません(私学共済を除く)。被用者年金一元化後は、公務員も厚生年金に加入することとなるため、被保険者の年齢制限

が70歳になるまでとなります。なお、70歳を過ぎても共済組合の組合員資格は喪失しませんので、「年金払い退職給付」については、退職時まで加入します。

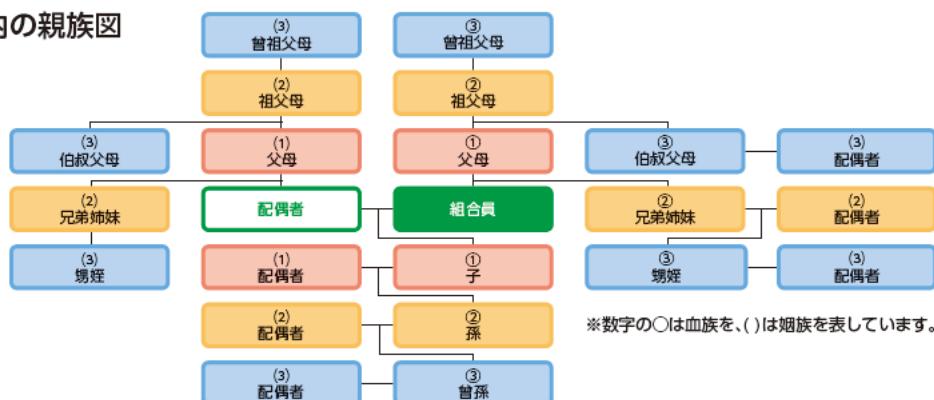
## 未支給年金の給付範囲が変わります

未支給年金は、共済年金では「遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)又は遺族がないときは相続人」に支給していましたが、被用者年

金一元化後は、厚生年金に合わせ、「生計を同じくする兄弟姉妹や甥姪などを含む三親等内の親族」に支給することになります。

図表3 三親等内の親族図

■…一親等  
■…二親等  
■…三親等



### 未支給年金とは

未支給年金とは、受給者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支払を受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。例えば、12月20日にお亡くなりの場合、12月15日の年金送金日に10月分と11月分の年金が支給されていますが、12月分は支給されていません。この12月分が未支給年金となります。

### 一元化 Q & A

**Q** 施行日に70歳以上の組合員はどうなりますか？

**A** 平成27年10月1日の前日に退職したものとみなして、その月(平成27年9月)までの期間に基づいて年金額が計算されます。

**Q** 年齢制限が設けられると、年金額はどうなりますか？

**A** 70歳以降にお勤めされた期間については、厚生年金の保険料は徴収されず、厚生年金の計算の基礎となりません。

# 在職中の年金の支給停止方法が変わります



賃金を受け取っている老齢厚生年金受給者又は退職共済年金受給者については、賃金と年金の合計額が、一定の基準を超えると段階的に年金の支給停止を行うこととなっていました

す。この支給停止の基準となる額が65歳未満は28万円超、65歳以上は47万円超と年齢によって区分されるようになります。

## 共済年金

- 退職共済年金受給者が共済組合員となった場合  
(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。職域部分は支給停止。
- 退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合  
(賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。

## 厚生年金

- 老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合
- 65歳未満は(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
- 65歳以上は(賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。

※賃金…月収+過去1年間のボーナスの1/12

※28万円と47万円の支給停止基準額は、平成27年度の額であり、賃金や物価の変動により改定することになっています。

### (算定事例)

#### ◆ 賃金が月額30万円、年金が月額10万円の場合

- 65歳未満  
 $(30\text{万円} + 10\text{万円}) = 40\text{万円} \leftarrow 28\text{万円} \text{を超えるので、}$   
 $(40\text{万円} - 28\text{万円}) \times 1/2 = 6\text{万円(停止額)}$   
したがって、年金は月額4万円になります。



- 65歳以上  
 $(30\text{万円} + 10\text{万円}) = 40\text{万円} \leftarrow 47\text{万円} \text{を超えないで停止されない。}$   
※65歳から支給される基礎年金は在職支給停止の対象ではありませんので、この年金額に含めません。

## 障害給付の支給要件に保険料納付要件が加わります

障害給付の支給要件に保険料納付要件が加わり、初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公

的年金制度の被保険者期間の3分の2以上必要となります。

### 共済年金

- 保険料納付要件なし



### 厚生年金

- 保険料納付要件あり  
初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上必要。

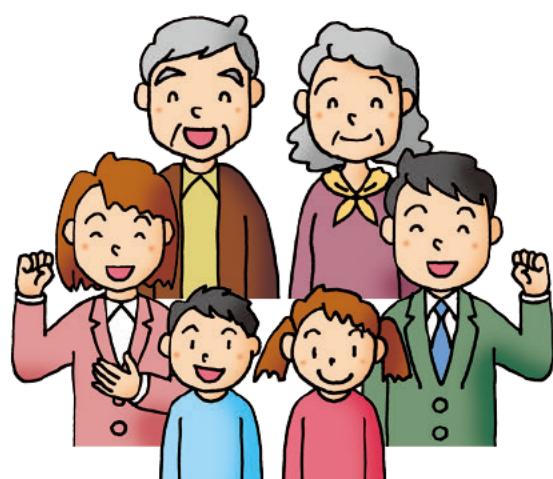
**保険料免除期間** ……国民年金の第1号被保険者（自営業者等）が申請により保険料の納付を免除された期間です。

## 障害共済年金の在職支給停止がなくなります

障害共済年金の受給権者が組合員である間は、原則として年金の支給は停止となります。が、厚生年金制度には同様の支給停止制度がないため、平成27年10月以降、厚生年金制度に合わせて障害共済年金は在職中であって

も支給されることとなります。

なお、平成27年10月以降に障害を事由とする年金の受給権が発生したときは、共済組合において障害厚生年金を決定します。その場合も同様に在職中であっても支給されます。



## 遺族共済年金の転給制度が廃止されます



遺族共済年金は、まず、先順位の方に支給され、その後、先順位の方が失権したときは、次順位の方に引き続き支給されます(転

給制度)。

この転給制度は、共済年金特有の制度であり、被用者年金一元化により廃止されます。

### ◆ 遺族共済年金の受給順位

遺族共済年金を受給できる遺族の順位は、次のとおりです。

- 第一順位…配偶者(妻又は夫)及び子
- 第二順位…父母
- 第三順位…孫
- 第四順位…祖父母



※遺族は、上記の者であって、組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた者に限られます。

図表4 転給制度の廃止による受給権の消滅

①配偶者と②父母が遺族の場合の例でご説明します。

#### 〈平成27年9月30日以前〉

遺族共済年金を受給中の子のいない妻が死亡したとき、遺族共済年金が父母に支給される。

①配偶者(妻)

失権(死亡)

②父母(次順位者)  
に転給します

#### 〈平成27年10月1日以後〉

遺族共済年金を受給中の子のいない妻が死亡すると、遺族共済年金は失権となる。

①配偶者(妻)

失権(死亡)

②父母に  
転給しない

## 女子の支給開始年齢は変わりません



60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男女とも同じですが、民間会社等の厚生年金の女子の支給開始年齢引上げは5年遅れとなっています。ただ

し、一元化後も共済組合の組合員期間に応じた年金については、男女とも同じ支給開始年齢で変わりません。

図表5 支給開始年齢の引上げスケジュール

●一般組合員

生年月日	定額部分の支給開始年齢	厚生年金相当部分及び職域部分の支給開始年齢
昭和16年4月1日以前	60歳	60歳
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳	60歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳	60歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳	60歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳	60歳
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	—	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	—	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	—	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	—	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	—	64歳
昭和36年4月2日以後	—	65歳

※上記の定額部分とは、65歳未満の方に支給される特別支給の退職共済年金の1階部分(老齢基礎年金に相当)、厚生年金相当部分は2階部分、職域部分は3階部分です。

